

開会

事務局より

- ・委員総数 10 名に対し 10 名で伊賀サービスエリア運営委員会の設置に関する規則第5条3項により会議が成立していることを宣言。
- ・伊賀市情報公開条例第 35 条の規定に基づき、本会議を公開とする。

議事概要

1. あいさつ(部長)

- ・参集いただいたことへのお礼、伊賀サービスエリアについて各立場で日頃より取組まれていることへの謝意。
- ・今回の運営委員会の議題について

2. 辞令書の交付について

当委員会は平成 18 年度を最後に特に協議が必要な案件も無かったことから開催しておらず、このたび、新たに再開させていただいた。先に市長から委嘱又は委任をお願いした。各委員とも委嘱又は委任について快諾いただいたため、本日委嘱状を交付する。

3. 委員長及び副委員長の選任について

委員長に前澤委員、副委員長に峰委員を選任する。

4. 協議事項

(1)道の駅いが給油所の廃止検討について

—事務局説明—

以上、当市として給油所については廃止の方向性で進めていきたいと考えている。この後、委員の皆様で給油所について廃止か否かを決定いただきたい。

委員：給油所が廃止になった場合、跡地はどうなるか。

事務局：土地は国で建屋は市が所有している。給油所廃止後は、施設を解体し、更地にしてから国へ返すことになる。

委員：更地にする場合、市で費用を負担することになるのか。

事務局：費用については、昭和 43 年に締結された「名阪国道伊賀サービスエリア営業契約書」の第 17 条及び第 18 条第4号の規定に基づき伊藤忠エネクス(株)と折半になる。

委員：かつて道の駅いがの建設に関わった。市として道の駅構想を掲げて伊賀サービスエリアが開設された。現状、各所に民間の大型ガソリンスタンドができて飽和状態になっており、廃止も仕方ないと思っている。

今後も道の駅として使用していく場合、跡地利用が何かできればと思っている。

事務局：平成 29 年 10 月に休業し、3年が経過した。地下の給油タンクも3年間使っていない。これを受け、令和2年3月に伊藤忠エネクス(株)が土壤汚染の確認検査をし、問題がなかった。

―道の駅いが給油所の廃止か否かについて採決―
全員賛成で給油所廃止決定。

(2)その他

伊賀サービスエリア全般についての意見交換

委員：平成 18 年に開催してから今までこの会議は開かれていないとのことである。

跡地利用も含めて年1回は開催し協議する必要があると考えている。

事務局：運営委員会の設置規則に 3 分の 1 以上の委員の要請で開催することになっている。開催を要請いただければ当委員会を開催する。

委員：委員の任期は2年とのことだが、まちづくり協議会会長の任期は今年度で終わる。この委員は役職充てということで考えて良いか。

事務局：地域代表者という枠で役職充てをしている。後任の方は、前任者の残任期間となる。

委員：現在、亀山インター付近のホテルになっている場所で当社もかつてガソリンスタンドを運営していたが、地下の給油タンクを撤去した後、更に何 m も土を入れ替えるよう指示されたことがある。このように長年ガソリンスタンドとして使用してきた跡地に物を建てるのは難しい。県の基準などもあると思うので調査しておく必要がある。

閉会

事務局

- ・給油所について廃止決定いただいたので、営業契約の解約手続きに向けて進めていく。同時に「伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例」第4条第2項の「給油所の経営」の文言を削除する条例改正も行っていく。